

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

特別支援学校等の学校再開に伴う放課後等デイサービス等の 対応について

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、標記の件については、令和 2 年 6 月 1 8 日付で東京都から各事業所あてに事務連絡「特別支援学校等の学校の再開に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（通知）」（以下、「都通知」という。）が発出されているところですが、本区の考え方を示しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

(1) 請求単位について

都通知で示されたとおり、本区においても学校休業日単価の適用は 6 月 3 0 日（火）を以て終了とする。

なお、新型コロナウイルスの影響で、再度、江東区内の特別支援学校等が臨時休業となるような状況が生じ、学校休業日単価を適用する際は、改めて通知する。

医療的ケア児、重症心身障害児を対象とした事業所のように広域的に利用されている事業所で、上記とは異なる終了日の設定を求める場合は、その理由を記載した文書（任意様式）を作成し、本区に申し出ること。

学校休業日単価の適用終了日以降については、原則どおり、授業終了後の児童と学校休業日（学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日、学校教育法施行規則第 63 条の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校日）の児童がいる場合については、個々の利用実態に応じた単価を適用すること。

(2) 人員欠如減算の取扱いについて

都通知と同様の取扱いとする。

なお、人員欠如減算の適用を行わないこととした場合はその理由を記録し、本区が求めた際には当該記録を提出すること。

(3) 児童指導員等加配加算の取扱いについて
都通知と同様の取扱いとする。

(4) 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて
都通知と同様の取扱いとする。

(5) 定員超過の取扱いについて
都通知と同様の取扱いとする。

(6) 代替的サービスについて
都通知と同様の取扱いとする。

なお、代替的サービスの提供にあたっては、家庭の孤立化防止や適切な介入のきっかけ、円滑な通所再開に向けた支援が目的であることを十分に留意するとともに、利用者側の利用希望があることが前提であり、通常のサービス利用とみなされることから、特に保護者に対して丁寧な説明を行い、事前に保護者に同意を得ること。

区として基本報酬の請求を認める代替的サービスの支援内容や記録の保管については、令和2年6月2日付、2江障第481号で示しているので留意すること。

2 児童発達支援について

上記1(2)～(6)については、児童発達支援についても同様とする。

3 適用期間について

(1) 上記1(2)～(5)については、令和2年6月30日までとする。

(2) 上記1(6)の代替的サービスの適用期間の終期については、国、東京都の動向を踏まえ、必要に応じて通知する。(東京都が都内全域について、統一的な取扱いを示した場合等は、本区から別途の通知は行わない。)

ただし、放課後等デイサービスにおいては、令和2年7月1日(水)以降は、適用する単価は個々の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定する。

【問い合わせ先】江東区障害福祉部障害者支援課

(請求に関する事) 支援調整係 03-3647-9507

(支援や記録等に関する事) 在宅生活相談係 03-3647-4308